

令和4年度第2回 福岡市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和5年1月23日(月) 午後5時～午後6時30分
- 2 場 所 福岡ガーデンパレス 1階 大会議場(オンライン会議)

3 出席者

委員(19人中20人)

被保険者代表(6人中6人)

大野委員 木庭委員 木場委員 中村委員 藤村委員 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表(6人中6人)

平田委員 菊池委員 江頭委員 神田委員 永原委員 田中委員

公益代表(6人中5人)

伊藤委員 近藤委員 樗木委員 中山委員 浜崎委員

被用者保険等保険者代表(2人中2人)

熱田委員 上村委員

事務局

保健医療局長 総務部長 保険年金課長 保険医療課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

被保険者代表 前田委員

保険医又は保険薬剤師代表 田中委員

公益代表 伊藤委員

の3名を選出

(2) 議題

令和5年度福岡市国民健康保険事業の運営について【諮問】

事務局より資料の説明後、質疑を行った。

●委員

令和5年度の保険料は、医療分と支援分の合計の1人あたり保険料を前年度と同額に据え置くが、介護分の1人あたり保険料は引き上げる。モデル年額保険料でみると、1人世帯の介護分該当で給与収入200万円の場合、令和4年度の189,100円から令和5年度は191,400円に増加する、そういう内容と理解してよいか。

○事務局

そのとおりである。1人あたり保険料について、医療分と支援分の合計を73,999円としているが、この額は令和2年度から引き続き据え置きとなるものである。

モデル年額保険料では、1人世帯で介護分該当、給与収入200万円の場合、令和4年度と5年度を比較すると、医療分、支援分、介護分の合計額では、介護分の引き上げの影響により2,300円の増となる。

●委員

国民健康保険財政調整基金について、基金残高の約半分に当たる31.4億円を取り崩すとしており、将来への不安を感じる。これは過去最大の取崩額になるのではないかと。取り崩しの考えを教えてください。

2点目は、保険料賦課限度額について、改正後に支援分保険料が20万円となる年収の水準と、改正後の限度額22万円となる年収の水準を教えてください。

3点目は、出産育児一時金について、福岡市の出産費用の平均額を教えてください。また、出産育児一時金の額を上げると、それに伴って病院側も出産費用も上げるという批判がある。仮に出産費用も上がるのであれば、この点について説明いただきたい。便乗値上げがないよう、市として対策を考えているのか伺いたい。

○事務局

まず、基金について、令和2、3年度の取崩実績はない。令和4年度は10.3億円の取り崩し予定としており、令和5年度予算案における31.4億円は過去最大の取崩額となる。

また、取り崩しの考え方であるが、令和元年度に策定した赤字削減解消計画において、歳入の確保や歳出の抑制を最大限に行い、不足する財源は保険料で賄うこととし、6年間で赤字を解消する計画としている。その際、被保険者の保険料負担に配慮し、基金を計画的に財源として活用することとしており、令和5年度の1人あたり保険料を据え置くために基金を活用する案としている。

次に2点目、賦課限度額の改正後、支援分保険料が改正前の限度額である年額20万円となる水準は、収入ベースで、1人世帯の場合は年収900万円程、なお所得に換算すると700万円程になる。これが3人世帯の場合は年収840万円程。また、改正後の限度額である年額22万円となるのは、同じく収入ベースで、1人世帯の場合は年収970万円程。3人世帯の場合は年収910万円程となる。

○事務局

3点目の出産育児一時金について、出産費用の平均は、福岡県であれば分かる。令和3年度の厚労省調査では、室料差額等の医療費外を除く医療費のみで、公的病院では419,062円となる。全国平均の454,994円と約36,000円の差がある。ただし、私的病院

になると額が上がる。

なお、今回の8万円増額の根拠であるが、令和3年度全施設の全国平均値473,315円に上昇率1.4%をかけると約48万円になる。更に、産科医療補償制度の1万2千円を足すと約49万2千円となり、今後の状況も考慮し、50万円と国が設定している。

また、便乗値上げについて、確かに出産に係る費用は、自由診療で価格設定の方法もさまざまであり、医療機関のホームページを見ると大体50万円前後が多くなっている。今回は、少子化対策で、国が出産一時金の大幅増額を行っているが、出産費用の見える化について検証を行うこととしているため、市としては動向を見守っていきたいと考えている。

●委員

資料について、支出の増加抑制に向けた取組みの記載の中に、歯科に関する記載が非常に少ない。糖尿病性腎症重症化予防事業の中に、歯周病という文言が入っているのみである。口腔の健康が全身の健康に大きく寄与するということは当たり前の認識となっている。できれば翌年度には、支出の増加抑制に向けた取組みの中に、口腔健康管理の促進の充実という項目を、検討して入れていただきたい。

●委員

まず、1人あたり保険料について介護分を引き上げるとしている。介護該当者である40歳代から60歳代までの年齢層は、子育ての真っ只中という方が多い。その方たちの保険料負担が上がるのは問題であると思うが、考慮しなかったのか所見を伺いたい。

2点目は、1人あたり保険料の推移でみると、医療分、支援分、介護分を合計した1人あたり保険料は、令和3年度に次ぐ史上2番目の高さになる。異常な物価高が家計を直撃している状況で、保険料の引き上げはあり得ないと思うが所見を伺いたい。

3点目は、一般会計からの法定外繰入の額を示して欲しい。

○事務局

まず1点目、介護分保険料は、全国の介護給付費等を賄うために、40歳から64歳の方から納付いただくものである。全国一定のルールに基づいて算定される介護納付金を、福岡市も納める形になっている。介護納付金が増加している事情に基づき、引き上げをお願いするものである。

2点目について、福岡市では、一般会計からの法定外繰入や国民健康保険財政調整基金の活用により、医療分と支援分の合計の1人あたり保険料を据え置くことで、保険料負担を抑えている。個別の事案で納付が困難という方に対しては減免等に対応している。医療費や介護費が高くなり負担が増えていくのは全国的な傾向にあり、必要な保険料を納めていただくことは、社会保険制度である以上必要であると考えている。

3点目の法定外繰入の額については、今回の令和5年度予算案においては、約38.8億円を見込むものとしている。

●委員

第1回目のこの運営協議会で、1人あたりの一般会計繰入金は、政令市でトップ、1人あたりの保険料は全20政令市の中で19位ということだったが、法定繰入の額も下が

っているのか。被保険者の収入が低いため、一般会計からの繰入により1人あたりの保険料を低く抑えられているが、一般会計繰入金は税金が財源となっているものであるため、バランスを考えて計画的に行ってほしい。

2点目は、特定健診と特定保健指導について。保健指導実施率は政令市トップであるが、特定健診受診率は14位であり、問題点は健診の受診率アップという印象を受けた。様々な取組みの中で、特にWEB予約は実績が出てきていると思うが、特定健診の受診率を上げるために、重点的に考えていることや、起死回生の一打となるような計画があれば示していただきたい。

○事務局

一般会計繰入について、お示しした予算案における法定繰入は、140.7億円余で対前年度比2.0%減、法定外繰入は38.8億円余で対前年度比4.9%減。合計では179.6億円余となり対前年度比2.6%減である。

○事務局

2点目の特定健診の受診率については、受診率向上への決定的な取組みは難しい中、様々な取組みを行っているところである。本年度、新たな取組みとして電話番号を把握している方にSMSにて勧奨を行い一定の効果がみられた。

また、集団健診のWEB予約が年々増え、40～50歳代の方が中心だったのが、最近は60代の方も多くWEBで予約している。より受診しやすい仕組みを作っていく必要があると考えている。

来年度は、第4期の特定健診・特定保健指導実施計画策定となるため、令和6年度からの取組みについて検討していく。

●委員

私は個人事業主のため国民健康保険であり、従業員は被用者保険である。

国民健康保険の場合、このモデル保険料では、年収200万円の1人世帯であれば年間191,400円。仮に妻が年収100万円で世帯の年収300万円として3人世帯であれば年間352,100円となる。

一方、被用者保険における従業員の保険料は、社会保険事務所で入手した資料によると、年収200万円であっても年間13万円程。年収100万円の妻がいる3人世帯であっても、妻を含めた2人が被扶養者であれば保険料は変わらない。国民健康保険と比べるとかなり保険料の差が大きくなる。家賃収入などの副収入がある場合も、被用者保険なら保険料が変わらない。

一般会計繰入について、財源が税金だから削減すべきという意見もあるが、このように、国民健康保険と被用者保険の間には、保険料負担のバランスに欠けた面があることも考慮して欲しい。

○事務局

法制度上、国民健康保険料は、所得割を含めて世帯単位で賦課され、被用者保険の保険料は、個人の給料等から天引きされ負担する仕組みとなっている。また、被用者保険には事業主負担があり、これがない国民健康保険には公費負担が手厚いという特徴があ

る。高齢化により医療費が年々増えていく中で、どのように公平に費用負担を求めていくかという点はとても重要な課題であり、国において議論されている。

●委員

介護分を引き上げるということだが、その必要があるのであれば、医療分や支援分をさらに引き下げて相殺できないか。1人あたり介護分保険料の引き上げ額に、介護分を納付する被保険者数を乗じた額を教えて欲しい。

○事務局

介護分を負担する第2号被保険者の数は、令和5年度予算案の基数で96,300人である。これに1人あたり介護分保険料の引き上げ額1,433円を乗じた額は、約1億3千7百万円余となる。

●委員

物価が上がる一方で、賃金は上がらない状況が続いている。介護分を含めた全体の1人あたり保険料を据え置く努力はできないのか。令和5年度予算案における法定外繰入は38.8億円ということだが、この額は令和4年度予算の40.8億円から約2億円減少された額である。この法定外繰入を削減した分2億円を、繰り入れるように改めれば、先程の介護分の引き上げ総額を賄えるのではないか。

法定外繰入に対する意見は、各委員様々にあることを承知しているが、自治体の責任として、保険料を引き上げないための努力をするべきと考える。少なくともこの緊急事態においては、令和4年度と同様に40億円程度の法定外繰入を行う予算案に改めるよう再考を求めたい。意見として申し上げる。

●委員

今回の諮問の一番のポイントは、本来であれば医療分の保険料を引き上げるべきところを、大変な状況下であるため、被保険者の保険料負担増に配慮し、基金を大胆に取り崩すことで医療分を3,273円引き下げて、支援分の引き上げ額3,273円と相殺することにより、医療分と支援分を合計した1人あたり保険料を据え置いた点である。この努力は、一定の評価をせざるを得ないと思う。介護分については、全国の介護費用を賄うための県から示された負担金という性格であり、上がることについてはやむを得ないと感じる。

諮問の2つ目の、保険料の賦課限度額については、引き上げることで中間所得者層の負担に配慮するものであり評価すべきと思う。高額所得者の方は負担が増え、申し訳なく思うが、中間所得者層に対する配慮は必要だと考える。

最後に諮問の3つ目の、出産育児一時金の額の改定について。全国や福岡県で出産にかかる平均費用を踏まえると、現行の42万円では足りない状況ということが明確である。引き上げて50万円にすることに賛成する。ただし、便乗値上げがないよう取組みをお願いをしたい。

●委員

私も今の意見に賛成であり、医療分と支援分の合計で1人あたり保険料を据え置いた

点を評価したい。介護分については、我々ではどうにもできない数字であるため、努力は必要と思うが、認めたいと思う。

保険料賦課限度額の引き上げも、特に問題ない。

出産育児一時金に関して、福岡市が、出産・子育てをしやすい都市として評価を受けるためには、全国の水準に肩を並べる必要があり賛成する。

●委員

ジェネリック医薬品の供給が不足している状況にある。しっかりと確保できるよう取り組んでいただきたい。

●委員

ジェネリック医薬品に関しては、私共も現場で非常に苦慮しており、患者様や処方元の先生方に迷惑をおかけしている。国の目標である80%以上を概ね達成しており、これ以上に推進していくことは難しいという現状があることも踏まえていただきたい。

●委員

賦課限度額の引き上げは、社会保険のメリットである所得再分配機能をより強化する意味があり、諮問どおりで良いと思う。

また、特定検診受診率の向上について、医療費の抑制政策のなかで、早期発見、早期治療が医療費を抑制するという効果を発揮するために、もっと具体的に福岡市独自の方策を立てて向上を図っていただきたい。全体的に医療費を抑えられれば、保険料を抑えることにつながる。

●会長

皆様から多数のご意見をいただいた。第3回目の協議会で、引き続きのご審議をお願いしたい。